

令和元年10月31日規程第 68-3 号

国立研究開発法人国立がん研究センター基金規程

(設置)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「当センター」という。）に、国立研究開発法人国立がん研究センター基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、当センターの財政基盤を長期的に支え、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成二十年法律第九十三号）（以下「法」という。）第三条に規定する、本法人の目的である、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進のために資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、法第十三条第1項及び第2項に掲げる業務のうち、次の事業に充てることとする。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関する、調査、研究及び技術の開発
- 二 がんその他の悪性新生物に係る医療の提供
- 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関する技術者の研修
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策提言
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(基金の構成)

第4条 基金は、寄付者が基金とすることを指定した寄付財産及びその運用益をもって構成する。

2 基金のうち、寄付者が目的を指定しない寄付によるものを非用途特定寄付基金とし、寄付者が目的を指定する寄付によるものを用途特定寄付基金とする。

3 前項に定める用途特定寄付を募集し、その管理及び運用を行うため、基金に特定基金を設定することができる。

(財産の受入れ)

第5条 基金に係る重要な資産の受入は、当センター寄付受入規程第5条に定める外部資金等受入審査会の審査を経て、理事長が決定する。

(基金の管理及び運用)

第6条 基金の支出方針、管理及び運用に関する重要事項は、外部資金等受入審査会の審議を経て、理事長が決定する。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金明細書)

第8条 基金については、当センターが、別記様式に定める基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成することとし、監事による監査を受けたものを毎事業年度終了後3月以内に厚生労働大臣へ提出し、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存することとする。

(事務局)

第9条 基金の管理及び運用に関する事務の遂行のために、基金に事務局を置く。

2 事務局の組織及び業務運営に関しては、別に定める。

(他規程の適用)

第10条 基金の受入れ、管理及び運用に関し、本規程に定めのない事項については、国立研究開発法人国立がん研究センター寄付受入規程(平成22年4月1日規程第45号)、国立がん研究センター会計規程(平成22年4月1日規則第41号)及び国立研究開発法人国立がん研究センター資金運用要領(平成27年10月2日要領第55号)等に定めるところによるものとする。

附 則 (令和元年規程第68-3号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。